

船舶事故調査報告書

平成28年1月21日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 庄 司 邦 昭（部会長）
 委員 小須田 敏
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員負傷
発生日時	平成26年10月1日 08時10分ごろ
発生場所	北海道網走市網走港北方沖 能取岬灯台から真方位003° 2.25海里付近 （概位 北緯44°09.0′ 東経144°14.8′）
事故の概要	漁船第三平成丸は、ほたて貝桁網漁の操業中、甲板長が負傷した。
事故調査の経過	平成26年10月3日、本事故の調査を担当する主管調査官（函館事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 第三平成丸、14トン HK2-23873（漁船登録番号）、個人所有 20.43m (Lr) × 4.34m × 1.09m、軽合金 ディーゼル機関、670kW（動力漁船登録票による）、平成26年7月31日
乗組員等に関する情報	船長 男性 46歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年6月28日 免許証交付日 平成23年2月18日 （平成28年6月27日まで有効） 甲板長 男性 38歳
死傷者等	重傷 1人（甲板長）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 2、視界 良好 海象：うねり 波向北西、波高約2m
事故の経過	本船は、船長及び甲板長ほか4人が乗り組み、網走港北方沖の漁場において、ほたて貝を採取するため「八尺」と呼ばれる鉄製桁及び袋網から構成される桁網2台を両舷から海中にそれぞれ投入し、えい網作業を行った。 本船は、「右舷側の八尺」（以下「本件八尺」という。）を揚げてほたて貝を前部甲板上に取り出した後、次の投網準備のため、本件八尺を同甲板の右舷側に置き、空になった袋網を船首のデリックブームで吊り上げ、「右舷側の「引き網ワイヤ」と呼ばれるえい網用ワイヤロ

	<p>ープ’（以下「本件ワイヤ」という。）を後部甲板のウインチまで右舷舷側に沿わせた。</p> <p>本船は、船長が操舵室で操船に当たり、甲板長ほか4人が前部甲板でそれぞれ配置につき、船首を西方に向け、機関を中立として漂流中、右舷方からのうねりにより横揺れが大きかったので、左回頭して横揺れを軽減させようとバウスラストを使用したものの、思うように左転しなかった。</p> <p>本船は、機関と舵を使用して左転することとし、機関を微速力前進に掛けて左回頭を始めたところ、平成26年10月1日08時10分ごろ、本件八尺が後方に跳ね、本件八尺を跨ぐ姿勢で付属具の取付作業を行っていた甲板長の左腕に当たった。</p> <p>船長は、その状況を目撃し、機関を中立として状況を確認したところ、甲板長が怪我を負っており、また本件ワイヤが推進器に絡んでいたため、無線で僚船に甲板長の搬送を依頼した。</p> <p>甲板長は、僚船で網走港に戻り、病院に搬送され、左橈骨々幹部骨折と診断された。</p> <p>本船は、別の僚船にえい航されて網走港に戻った。</p> <p>（付図1 事故発生場所概略図、付図2 本件八尺及び本件ワイヤ等の状況 参照）</p>
<p>その他の事項</p>	<p>本件八尺は、幅が約2.7m、重さが約330kgであった。</p> <p>本件ワイヤは、右舷中央のワイヤガイドを通し、右舷船尾の専用ウインチから延びる「タレ巻き用ワイヤ」と呼ばれる本件ワイヤの補助ロープ先端の滑車を経由して本件八尺に結ばれていた。</p> <p>本件ワイヤは、本件八尺から船尾までの間を右舷舷側に沿わせる際、ふだんから、たつ等に固縛されず、たるみがある状態であった。</p> <p>船長は、ほたて貝桁網漁の船長経験が約22年あり、本事故当時、健康状態は良好であった。</p> <p>甲板長は、ほたて貝桁網漁の経験が約10年あり、本事故当時、健康状態は良好であった。</p> <p>甲板長は、ヘルメット及び救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、7月下旬に進水した新造船で、8月4日から操業を開始した。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、網走港北方沖で操業中、本件ワイヤが推進器に絡んだことから、本件ワイヤが緊張し、本件八尺が後方に跳ねて甲板長に当たり、同人が負傷したものと考えられる。</p> <p>本件ワイヤは、右舷舷側に沿わせた際、たつ等に固縛していなかつ</p>

	たことから、左回頭時、風波の影響等で舷外に繰り出されて推進器に絡んだものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、網走港北方沖で操業中、本件ワイヤが推進器に絡んだため、本件ワイヤが緊張し、本件八尺が後方に跳ねて甲板長に当たったことにより発生したものと考えられる。
参考	<p>本船は、本事故後、投網準備中に機関を使用して回頭する必要がある場合、推進器に絡むことがないように、乗組員がタレ巻き用ワイヤ及び引き網ワイヤを手で保持することとした。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 投網準備中は、引き網ワイヤ等が推進器に絡むことがないように、甲板上のたつ等に固縛すること。

付図1 事故発生場所概略図



付図2 本件八尺及び本件ワイヤ等の状況

